

デジタル遺産のパーソナル AI エージェントへの委任

中川裕志¹

概要: 本報告では、近年、SNS ログやインターネット銀行口座など多様性の増えているデジタル遺産の扱い方や相続の法的問題の調査結果を説明する。次にデジタル遺産をデータ主体本人が死後には管理できず、ましてや利活用もできないという状況を改善する方策を検討する。ここでは、個人が存命中利用し続けており、その結果として本人の意図的行動や意思を代理するようになったパーソナル AI エージェントの概念と仕組みを提案する。最後に、本人のデジタル遺産をパーソナル AI エージェントに委託する仕組みと法的課題について紹介する。

キーワード: デジタル遺産, 死後, パーソナル AI エージェント, 信託

Delegation of Digital Heritage to Personal AI Agents

HIROSHI NAKAGAWA^{†1}

Abstract: In this report, we will explain how to handle digital heritage, which has been increasing in diversity such as SNS logs and Internet bank accounts in recent years, and the results of investigations on legal issues of inheritance. Next, we will consider measures to improve the situation where the data subject cannot manage the digital heritage after his/her death, let alone utilize it. Here, we focus on the personal AI agent, which has been used for the life of the individual and has come to represent the intentional behavior and intention of the individual as a result, and introduce the concept and mechanism. Finally, we will introduce the mechanism and legal issues for delegating the person's digital heritage to a personal AI agent.

Keywords: Digital heritage, postmortem, personal AI agent, trust

1. デジタル遺産に関する現状

1.1 デジタル遺産とは何か

昨年の紅白歌合戦の AI 美空ひばりや、手塚治虫の作品から新キャラクターを AI で生成したことで、死後に残された画像や音声の記録である遺産の位置づけが研究上の話題になってきている[1]。美空ひばりや手塚治虫が残した画像、音声はその芸術的価値からみて特別なものであるが、最近では多くの人々がデジタルな形で死後に残すデジタル遺産が増えてきている。

多くの人が死後に残しそうなデジタル遺産としては以下のような情報が考えられる。

- (1) SNS の発信ないしは応答の履歴のログ
- (2) その他のプラットフォームのデータ、例えば送受したメールのログ
- (3) テキスト、画像、映像、音声、などのデータ。蓄積してあるのはクラウド・ストレージあるいは自分の PC
- (4) IoT で収集されたデータのログ
- (5) 暗号資産
- (6) デジタル化されたスキル（例えばゲームの戦い方のログ）

これ以外にも多くの種類のデジタル遺産があり、また今後その種類も増えていくだろう。以下で上記のカテゴリーについて説明を追加する。

(1)(2)、場合によっては(3)は本人のプラットフォームのアカウントに紐づいている。(3)は本人所蔵の PC に格納されているかもしれないが、今後クラウド上のデータとして残ることが多くなると予想される。(4)はスマホから収集されるバイタルデータ、あるいは家庭から収集される電力使用量などがあり、収集した事業者の手元に残る。

(5)の暗号資産以外のデジタル遺産は、その情報内容に本人以外の第三者に関する個人情報も含まれていることには留意が必要である。つまり、プライバシーに関して言えばグループプライバシーの視点が必要になる。相続される金銭などの遺産にはこのような第三者の個人情報は含まれない。(6)はゲームソフトに付随するデータとして残っているかもしれない。

本報告の以下の部分では、こういったデジタル遺産のうち、主に(1)(2)(3)に関して、その現状の調査と将来的な扱い方に焦点を当てる。

1.2 プラットフォームの死後アカウントの扱い

具体的内容が(1)(2)(3)となるプラットフォームの利用者のアカウントは、本人が死亡した場合、プラットフォーム側によってどのように扱われるかは、利用者とプラットフォームの間で同意されたサービスに関する契約による。現在はプラットフォームごとに契約が異なり、かつ流動的である。各プラットフォームの死後のアカウントの扱いについての 2016~2018 年時点での調査結果は[2][3]に網羅され

¹ 理化学研究所・革新知能統合研究センター
RIKEN AIP

ている。代表的なものについて以下に説明する。

Yahoo! はサービス同意規約においてユーザの死後、アカウントは恒久的に削除されるとしている。

Google は 2013 年 4 月に利用者の電子メールなどのログの死後の扱いについて Inactive Account Manager (IAM) [a] を導入した。利用者は一定期間(3 か月から 18 か月)アクセスがない場合に以下の処理を行える信頼できる 1 人以上の人(信任者)に委任し、その人にリンクを張っておくことができる。信任者は、その素性(ID)が確認されれば、残されたログデータのダウンロード、ないし消去できる。ただし、ID の確認は 2 要素認証が必要である。また、Google は遺族がこの手続きを行うには、米国の裁判所の命令を取得することを含む面倒な作業を遺族側に要求している[2]。

Facebook は、ユーザの家族や近親者だけでなく、故人となった利用者に自身のアカウントを公開できる選択肢を設定した[b]。すなわち、利用者は Facebook 上の彼/彼女の friends(友人たち)から 1 人を選び、自身のアカウントをある程度管理できるレガシーコンタクト(Legacy Contact)に指定できる。レガシーコンタクトは死者の代理でメッセージを投稿(post)できない。また、故人のデータをダウンロードできるようにするには、故人が生きているうちに同意を得ておかなければならない。このような制約はあるものの、レガシーコンタクトを指定することにより、利用者は自分のアカウントをメモリアルアカウントとして残し、存続させることができるようになった。もちろん、死後にアカウントを恒久的に削除する選択肢も同時に提供されている。言い換えれば、利用者は存命中に自分の死後のアカウントの在り方をコントロールできるようになった。Bickert[4]は、上記のようなメモリアルアカウントを考えるにあたっての事業者側(Facebook)の当事者の見解を述べており資料的価値がある。

Google と Facebook のデジタル遺産のプライバシーに係わる理論的分析は[5]に詳述されている。

1.3 デジタル遺産の望ましい扱い方についての調査結果

上記のように SNS などのプラットフォームは、利用者のデジタル遺産の扱い方に選択肢を供給し始めている。

では、人々はデジタル遺産をどう扱ってほしいのだろう。以下に、この点に関する調査結果を記す。Sofka ら[6]によれば、2012 年の英国での 2046 人への調査では、Facebook などのソーシャルメディアの自分のプロフィールにおいて、自分の死後の扱いに関心がある人は 20%、そ

のうち 43%は削除、20%は残すが閲覧のみ可能、16%は他人がコメントすることも許し永遠に存続、20%は分からない、という結果であった。また、オンラインで残して欲しい人は、18~24 歳で 45%、55 歳以上では 25%であった。

Orita 2019[7]では以下の結果が報告されている。Facebook のログは、日米仏全体で約 50%が削除、メモリアル化して残すが 24%、そのまま残すが 27%であった。ただし、日本では 68%が削除を希望した。Twitter に関しての調査では、日米仏全体で約 62%が削除、そのまま残すが 38%だった。日本では 74%が削除を希望した。いずれの場合も日本では削除希望が他国に比べてかなり多い。

現在は、まだ SNS などプラットフォームの延べ利用者は生存している人のほうが多いが、死者のほうが多くなるのは時間の問題である。したがって、自分の SNS ログやプラットフォーム上のアカウントのデータが死後にどのように扱われるかは、多くの人にとって考えざるをえない問題になる。また、デジタル遺産の前記(1)~(6)の分類中には資産的価値のあるものがあるわけだから、残された親族や相続人にとっても、死後のデータの扱いは直接係わらざるをえない問題となる。

2. デジタル遺産に関する法的現状

2.1 プライバシー

個人の存命中に形成されたその人の個人に係わる情報すなわちデジタル遺産が死後においてもプライバシーとして保護されるかという問題について考えてみる。

Kennedy[8]は、故人の存命中のプライバシーに係わる情報が興味本位の出版物によって人々に晒されてしまうことが、故人ないし残された遺族にとって不快であるにもかかわらず、1960 年代においては、そのような出版を違法とみなす判例がなかったことを訴えている。

Harbinja[5]は、死後のプライバシーに関して、概略以下のように論じる。

- (a) プライバシーは個人の autonomy(自律性)の実現手段であること、
- (b) 死後のことについても遺言という形で自分の意思を通せるので、Autonomy は死後にも継続する、
- (c) よって、プライバシーも死後に継続する。

もう少し詳しく説明すると以下ようになる。国や文化ごとの違いのうちデジタル遺産の法的立ち位置に関しては、ドイツのように人格権(personality rights)を手厚く保護する国では、遺贈をより強く制約する一方、米国や英国のように、人格権の保護が少ない国では遺贈の自由を広く認める傾向がある[9]。そこでインターネット環境における個

[a] <https://support.google.com/accounts/answer/3036514?hl=en>

[b] <http://newsroom.fb.com/news/2015/02/adding-a-legacy-contact/>

人データの遺贈の自由が認められるかが論点となる。認められないとする立場では、人格権は存命中の本人の自由意思に支えられているとする。死後は自由意思を喪失するので、死と同時に法的な人格権は消滅することになる。しかし、人間としての存在の外延に有体物や債権などの資産[c]があり、資産は遺言によって死後もコントロールできるという事実がある。デジタル遺産は有体ではないが、人としての存在の外延の一部、もう少し明確に言えば自由意思も発露という意味で人格権の一部をなすと考えられるので、資産として死後もコントロールできるべきである。そうである以上、デジタル遺産を死後もコントロールする仕組みの一つとしてデジタル遺産に係わるプライバシーは守られるべきということになる。

このような考えに沿って、死後にデジタル遺産をコントロールする手段を提供したのが、1.2節で述べた Google や Facebook の死者のアカウントの扱い方の選択肢である。

個人情報保護法でも GDPR でも、生存中の個人すなわちデータ主体の個人情報の死後における保護については言及していない。EU では、プライバシーに関しては人格権的なアプローチをとり、かつ「人格は生存する自然人に帰属する」としているの、個人データ保護の対象は生存者に限定することになっている。ただし、死後の個人データを保護するなどといったわけではなく、その点は各国の法制に委ねている。したがって、EU 域内においても死後の個人データ、すなわちここで対象にしているデジタル遺産の扱いは各国でまちまちである[10]。

Buitelaar[11]は、Harbinja より一歩進んで、デジタル遺産の扱いをオンライン上のプログラムであるペルソナ(persona)が死者の代理をできることを以下のように論じている。

死後のプライバシーとは、死後の評判、尊厳、インテグリティ、秘密や記憶がどうなるかを維持ないしコントロールする権利と解される[9]。主な論点は、何らかの法的主体が死後のプライバシーを持てるかどうかである。言い換えれば、存命中のプライバシー保護にとって本質的である個人情報へのコントロール権（自己情報決定権）が死後にも有効かどうかである。つまり、故人は死んでいるのだから能動的な行為主体ではないため、プライバシー権の資格を持たないという前提を再考しなければならない。

ある人の評判が死後に誤って貶められたとき、その生前の人格も毀損されたと論じられるかもしれない。個人の非物質的な利害関心は、個人の希望、存命中にした約束事、あるいは遺言のような形で死後も生き延びる考えることはできる。すると、死やその後の出来事によってそれが満たされなかったり打ち破られたりすることによって、たとえ主観的な失望を感じていなくとも遡及的に生前の個人ない

し、その意思が害される、と考えられる。

ここで人格権の死後の存続について、common lawとcivil lawの国の対比は興味深い。イギリスのcommon lawには、個人の道徳的権利に関して、名誉毀損の主張などの行動を起こす個人的な訴因は個人と共に死ぬという長く受け入れられた原則がある。他方、ローマ法の伝統を引き継ぐcivil lawの国、すなわち大陸法の国では、こうした権利の死後の存続を認める傾向がある[12]。この傾向は、ドイツ共和国基本法(Grundgesetz)において人間の尊厳の不可侵性を最も率直に擁護しているドイツにおいてとりわけ顕著である。ドイツでは人間の尊厳の保護は最高法規である憲法に由来し、それは死者の尊厳の保護にも適用されてきた。

このようにして、個人が死後も主体性を持てるかどうかという問題に関して残っている問いは、死者が自身の主張を提示することができるかという問題である。そのような提示をできる存在として、ある人の行為を観察し、その意図を解釈し、意図通りに行動するソフトウェアであるペルソナが候補となる。ペルソナは、その人の死後にも個人の意図や意思に従って自律的に行動する行為主体なので、上記の故人の主張を提示できると考えられる。

とはいえ、ペルソナが自然人と法的に同等の人格権を持つことは現実的には考えられない。しかし、上記の考察により、デジタル遺産を故人の意思にしたがって処理できるように部分的な法的な人格権をペルソナに与えることは十分に考えられる[13]。

2.2 相続

他方、相続法はもっぱら死後に残された財産に何が生じることのみに関わり、財産はこの意味で相続人に帰属する。こうした厳格な法解釈においては、故人の身体的・心的・道徳的人格性の非経済的要素を、存命中の自己と同様の判断をするプログラムすなわちペルソナが引き継いで管理しているのかという問題に相続法は関与しない。

しかし、既に述べたようにインターネット上には人格の一部を表現するデジタル遺産が存続しており、権利と義務の存続消滅を扱う法的枠組みの中にこうしたデジタル遺産を扱える法的代理者が必要である。したがって、そのような法的代理者として、存命中から故人の代理をしていたペルソナを認定することが必要であると考えられる。

まず、デジタル遺産となる可能性があるものの列挙を試みてみよう。死者の個人データは、それによって金銭的に儲けを生まないもので、相続財産には当たらないとしているが、多くの場合は金銭的価値がある。例えば、

- (1) 銀行預金へのアクセスに必要な口座番号やパスワード
- (2) 預金口座番号、パスワードが記載されたテキストが暗号化されている場合、その暗号の復号鍵
- (3) e-books, iTunes などの所有権

[c] 相続対象になる金融資産や不動産など。

などは、間接的ではあるが、金銭的価値があるだろう。

実際、Chu[14]によれば、米国では以下のような問題が報告されている。

2004年に戦死した海兵隊員のYahoo!が管理していた電子メールのログを遺族が開示請求したが、Yahoo!は会社のポリシーでこれを拒否した。しかし、ミシガン州の裁判所は電子メールのログも財産の一部とみなして、遺族に渡すこと、すなわち開示をYahoo!に命令した。故人の個人情報、遺言がない場合は死者が第三者移転を望んでいなかったとして、遺族といえども渡せない、すなわち開示できないのが相続法の決めるところであり、上記の判例はむしろ例外的である。

このように遺言がない場合は、上記(1)(2)(3)のように内容を読まない限りは金銭的価値が分からないデータは、故人の第三者移転承諾に意図がないとして他人には開示できない。よって、金融機関は相続人と思しき人にアクセスを許さないことになってしまい、死者の金融資産が塩漬けされてしまう問題が生ずる。

Chu[14]は、財産の範囲をデジタル遺産にまで拡大して、プラットフォームにおける個人のアカウントに付随する電子メールやSNSログなどのデジタル遺産を金融資産など財産と同様に扱うことを提案している。これによって、遺言のない場合でも、プラットフォームが独断で消去できないようになる[d]。また、別の提案としてはパブリシティ権をデジタル遺産を扱えるように拡大すること、デジタル遺産に関するプライバシー侵害の不法行為性を拡大することを推奨しているが、法的な道程は容易ではないとしている。

3. パーソナル AI エージェント

3.1 必要性

2.2節ではChu[14]は立法あるいは法解釈の変更を提案しているが、必ずしも見通しは立っていないようである。また、死後の自律的行為者、たとえばペルソナには言及していない。2.1節の議論を踏まえると、Buitelaar[11]が提案していたペルソナは遺言を自律的に行為できる代理者をプログラムの形で表したものと位置付けることができる。そこで、以下ではこのペルソナをIEEE EAD 1e[15]のPersonal Data and Individual Agencyの章で導入されているA person's A/IS agentすなわち個人を代理するData Agentの概念に沿って、AI技術によって実現するパーソナルAIエージェント（以下では、PAI Agentと略記する）として設計する。

3.2 概念設計

情報が溢れかえり、複雑化する一方の情報社会において

は、契約の複雑化に加えて、詐欺サイトなども多数存在し、生身の人間が対峙できる時代は終わったと思われる。よって、外界と個人を仲介してくれるAIによる個人の代理、すなわちPAI Agentが各個人にとって不可欠な存在になることが予想される。PAI Agentの概念を図1に示す。

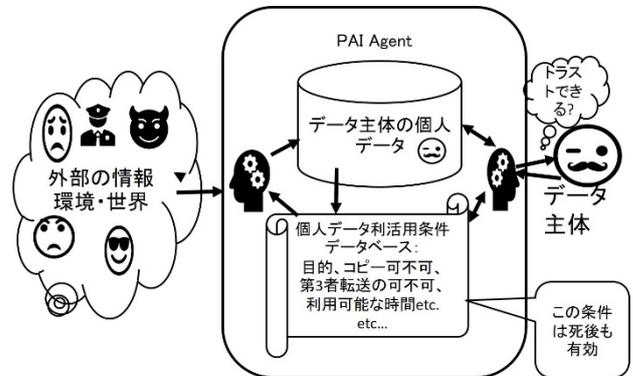


図1. PAI Agent の概念

データ主体である個人の代理をするPAI Agent（図の中央）のデータ内容は、図の右側のデータ主体の個人データと、個人データを外部の事業者など（図の左側）が使う場合の利活用条件群を記した個人データ利活用条件データベースからなる。個人データ利活用条件はPAI Agentに最初から与えられているわけではない。最初からデータ主体が自身の個人データの利活用条件を記述することはデータ主体にとって負担が大きいし、また種々の利活用ケースを数え上げることは現実的ではない。よって、外部事業者との利活用に関するやり取りにおいて、既存の利活用条件に当てはまらない場合は、PAI Agentがその利活用の可否をデータ主体に伺いを立て、データ主体の可否判断の結果を使って利活用条件を徐々に更新し拡充していく。このようにしてデータ主体の意図ないし意思を長期間にわたってくみ取って形成された個人データ利活用条件のデータベースは、データ主体の意図や意思に従って自律的に行動する行為主体である。したがって、データ主体である個人の死後もこのデータベースが有効であれば、データ主体の意図や意思にそった行為を継続して実行できる。よって、2.1節で述べたBuitelaar[11]が提案しているペルソナの役割を果たせる。

PAI Agentと外部事業者やデータ主体との間のやり取り、およびそれによる個人データ利活用条件の解釈、再解釈、更新には知的処理が必要であるため、PAI Agentのデータ主体向けインタフェースと外部事業者向けインタフェースにはAI技術が使われる。

図1ではPAI Agentは独立したソフトウェアのように描かれている。たしかにこのような独立したソフトとして個

摘は遺言がない場合に関するものである。

[d] 1.2節で述べたFacebookのメモリアルアカウントは遺言によってレガシーコンタクトを指定していると考えられることができる。ここでのChuの指

人にスマホや個人対応するクラウドサーバ上で実現することもありえるだろう。一方で、情報銀行やSNSプラットフォームの個人々人に対応したサービスを行う AI インタフェースとして実現されることもあるだろう。PAI Agent の具体的な実装は今後の課題である。

3.3 死後のデジタル遺産データの扱い

3.3.1 行為主体としての PAI Agent

人間は生まれる前、すなわち胎児のときから両親の氏名や DNA という個人情報を持っている。これらは他者が知ろうと思えば知られてしまう可能性がある。成長して学校に通い、社会人として仕事をし、最後に退職して死にいたるまで、常に自分の外側にある膨大かつ複雑な情報の世界に係わり続けなければならない。1章、2章で問題にしてきたデジタル遺産は、データ主体個人の死後に残されたものなので、自分自身では管理できない。のみならず認知症によって生物学的な死の前に自分の個人データが管理できなくなるかもしれない。このような状況を鑑みて、データ主体を PAI Agent が代理をするようになれば、PAI Agent はどのような機能を持つべきかという問題を考える。この状況を図2に示した。以下でこの図に沿って検討課題を説明する。

妊娠と同時に発生する胎児に関する種々の個人データを格納するメディアとしては、長く使われてきたのは母子手帳である。妊娠中および幼少期において、PAI Agent は母子手帳を電子化し AI 技術で実装したソフトウェアとして位置付けられる。さて、本論文の本題である死後のデジタル遺産を PAI Agent が扱う方法について以下に説明する。

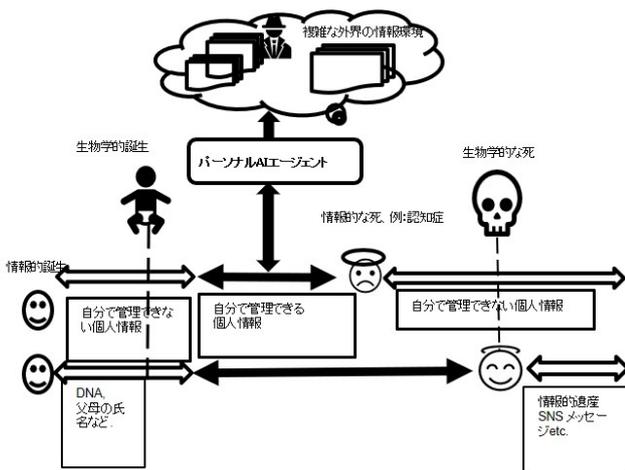


図2. 誕生前と死後の個人データの扱い

データ主体の死をもって PAI Agent は仕えていたデータ主体を失う。ただし、データ主体本人が存命中の個人データの処理を通じて蓄積された個人データの利活用条件は存在する。よって、これを使えば、本人の生前の意思に沿っ

た個人データの利活用ができる。

2章で述べてきたデジタル遺産の処置を行うペルソナを PAI Agent で実現する場合の検討事項について以下で論じる。

3.3.2 デジタル遺産内容の扱い方に関する検討事項

PAI Agent がデジタル遺産を扱うにしても、可能な事や問題になりそうなことに関して考えてみる。

(1) PAI Agent 内部に蓄積された個人データの処理 (財産的情報)

個人データ中に記載されている金融資産など財産的価値のある情報の記述を PAI Agent 自身が分析して抽出し、提示する機能が必要である。

(2) PAI Agent 内部に蓄積された個人データの処理 (第三者の個人情報)

PAI Agent に蓄積された存命中の第三者のプライバシー情報は、相続人といえどもこれを見てしまうとその時点で個人情報の第三者提供になり法的問題となりうる。したがって、PAI Agent 自身が、第三者に関するプライバシー情報を認識して、消さないしはアクセスできない処理を施す必要がある。

この問題を実装するためには、外部情報、例えば当該第三者が存命中かどうかの調査、などの文脈依存的な自然言語の意味解析技術が必要になる。プライバシーに係わる人名などの固有表現抽出技術は精度、再現率とも 70~90%近い。かりに、第三者の人名が認識できれば、その人名を黒塗りにする、あるいはその人名を含む文を黒塗りにすることは可能である。この技術状況を踏まえた法的に有効な解決手法を探ることが今後の課題である。

(3) PAI Agent の決め事と法的問題

PAI Agent の内部に個人データとして蓄積されているもの以外に SNS やメールサービス事業者などの外部の組織に蓄積されているデータへのアカウントへのアクセス情報というデジタル遺産があり、外部組織との間での死後データの扱いを決めておけばその決め事の通りに処理できる。しかし、決めていない場合は、PAI Agent の利用条件の記載、外部事業者との法的関係によることならざるを得ない。ここに法律的な資格をもつ第三者が介入する必要性があると考えられる。

(4) PAI Agent への権限の委譲

データ主体の個人の生物学的死亡、ないしは情報的死亡に際しての PAI Agent への権限の委譲方法は課題である。データ主体が情報的死亡以前に自分の意思で権限委譲の方法を個人データ利用条件に記載しておくことが望ましい。財産的価値のあるデジタル遺産の相続では、データ主体が個人データの利用条件にデジタル遺産の処理方法を記載しておくことができる。ただし、法律的な資格をもつ第三者が死後に PAI Agent 内部に残された個人データの利用条件の正統性、真正性を保証しなければならないだろう。こ

の問題は、PAI Agent の技術と、その法的位置づけの双方に関連している。なお、Facebook のレガシーコンタクト指定は候補となる方法であろう。また、死後のデジタル遺産の扱いについて利用条件に記載がない場合の処理はさらに問題であり、法的措置の介入方法を定める必要があるが、これは将来課題である。

PAI Agent の利用開始時に死後に関する種々の情報や条件を与えることは理論的には可能だが、死後のことまで考えた個人データの処理方法を一度に与えるのは面倒である。PAI Agent はその利用に即して徐々に情報を与える方法なら、この面倒さを軽減することができる。

4. デジタル遺産の信託

データ主体が存命中に PAI Agent に死後のデジタル遺産を自分の代理行為者として扱うことを委託したとしても、PAI Agent は弁護士のような資格を持っていないし、ましてや自然人ですらないので、代理行為者として振る舞う法的資格はない。Facebook のレガシーコンタクトは自然人であるので、その点は問題なかった。一方、PAI Agent を使う場合はデジタル遺産の内容を読む、公開、あるいは消去するにしても、何らかの資格を持った自然人が委任されて監督者の立場につくことが必要である。法的に可能かもしれない建付けは、図 3 に示すように、

(a) データ主体本人が存命中に PAI Agent に自身の個人データの管理と利用を信託し、この信託された条件通りに PAI Agent が行為しているかどうかを監督する弁護士などの法的資格をもった自然人を信託監督人として委任する方法。

(b) あるいは PAI Agent は信託監督人の使うソフトウェアツールとい位置づける。これなら PAI Agent は法的存在ではないので現状でも問題はないと考えられる。

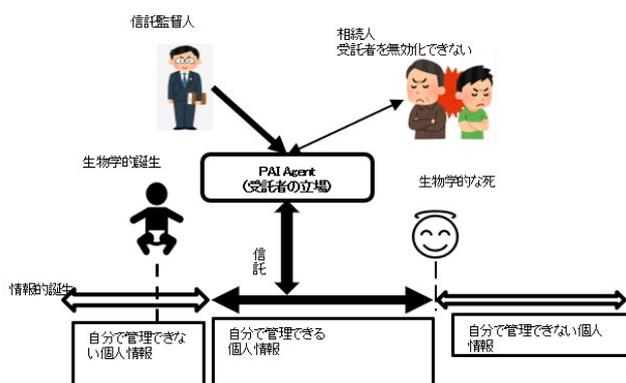


図 3. 信託監督人

ここで図 3 に示す信託契約に関して[16]に即して、現在

の法的状況を説明しておく。

(1) 信託契約

葬儀等の死後事務を処理するための死後事務委任型信託契約を締結することにより、死後事務に関する本人意思を実現する方法がある。信託方式の場合、基本的には受託者が信託財産に関する広範な財産管理・処分権限を有するため（信託法 26 条）、弁護士、司法書士等の専門家を信託監督人（同法 131 条以下）として選任して受益者を監督することも行われている。

上記の(a)の場合、受託者として PAI Agent を設定しているが、人間の受託監督者をおくことによって、PAI Agent に信託ができるかは、法的な検討事項である。

受任者になった PAI Agent を委託者の死後も動かし続ける必要があるため、そのための出費を負担する必要がある。事前に PAI Agent にそのための予算を与えておく預託金方式もあるが、PAI Agent は法的人格をもたないので、親族、相続人が預託金の管理を行う。しかし、預託金方式には、受任者あるいは預託金管理者による預託金の流用リスク、PAI Agent がソフトウェアとして機能しなくなるリスクがある。このようなリスクを回避するために信託管理人を定めた信託方式に合理性があると考えられる。

(2) 委任者の無理由解除権放棄特約の有効性

死後事務委任契約が有効である場合、委任者の死亡により委任者の地位は相続人に承継される（民法 896 条）。委任者の地位を承継した相続人が無理由解除権（同法 651 条 1 項）を行使すれば、受任者である PAI Agent は死後事務を履行することができなくなる可能性がある。このような事態を防止するため、実務上は死後事務委任契約の中に委任者からの解除権を放棄する特約条項を入れる。この無理由解除権放棄特約が有効かどうかという問題に関しては、平成 4 年の最高裁判決[e]は有効と判断した。その後、東京高裁は「(前略)特段の事情がない限り、委任者の地位の承継者が委任契約を解除して終了させることを許さない合意をも包含すると判断した。」[f]とした。事例判決ではあるが、「特段の事情」のない限り無理由解除権放棄特約の有効性を認めたものといえよう。つまり PAI Agent (人間の信託監督人付きかもしれない) への信託は相続人といえども勝手に無視ないし破棄できない。ただし、この特約の解除をできる特段の事情の詳細は確定していない[16]。

5. おわりに

本報告では、まずデジタル遺産の概念説明、Yahoo!, Google, Facebook が死者のアカウントをどう扱うかを説明した。もっとも整理された提案は Facebook のメモリアルアカウントとそれを管理するレガシーコンタクトの指定であ

[e] 最三判平成 4・9・22 金法 1358 号 55 頁

[f] 東京高判平成 21・12・21 判時 2707 号 32 頁

る。次にデジタル遺産に関連して、主に死者のプライバシー保護について Harbinja と Buitelaar の言説を中心に説明した。Harbinja は Google, Facebook の扱いを一つの終着点とみているのに対して、Buitelaar は死後のデジタル遺産を管理する自律的行為主体としてソフトウェアとして実装されるペルソナという概念を中心に展開している。本論文では、このペルソナを、IEEE EAD 1e[15]が記述する Data Agent の概念から導出したパーソナル AI エージェント(PAI Agent)によって実現することについて述べている。特にデジタル遺産の管理を PAI Agent に信託できたとしても、信託監督人が必要であること、および PAI Agent への信託を相続人といえども取り消せない方向で議論が進んでいることを述べた。

デジタル遺産を PAI Agent に信託できるための法的建付けの問題、および PAI Agent のより詳細な設計は今後解決すべき課題である。より大きな問題としては、個人が生物学的実体としての個人とそれに付随する個人データと考えられている現状の再考である。すなわち、個人を生物学的実体、個人データに加えて個人に意思をくみ取って動く PAI Agent を一体化した概念として捉えなおすことが将来的課題となるであろう。

謝辞 本研究は JSTRISTEX「人と情報のエコシステム」研究開発領域:研究開発プロジェクト「PATH-AI:人間-AI エコシステムにおけるプライバシー、エージェント、トラストの文化を超えた実現方法」、および科学研究費基盤(B)「情報ネットワーク社会における「死」の再定義」の補助を受けて行っている。

参考文献

- [1] 人工知能学会 倫理委員会:人を”よみがえらせる”技術としての AI 創作物: AI 美空ひばりと AI 手塚治虫を例に。人工知能学会第 34 回大会 企画セッション[2A4-KS-8]。2020 年 6 月 10 日。<https://confit.atlas.jp/guide/event/jsai2020/subject/2A4-KS-8-01/tables?cryptoId=>
- [2] 折田明子: 死語のデータとプライバシー。情報処理, 56(7), p.606-609. 2018.
- [3] 酒井大輔: 僕が死んだらアカウントはどうなるの? 30 社の SNS を調べてみた。2016 年 8 月 12 日。
<https://kakeru.me/other/dske-deceasedaccount/>
- [4] Monika Bickert: 困難な問題 (Hard Questions): オンライン上のアイデンティティは人の死後どうあるべきか, 2017
<https://about.fb.com/ja/news/2017/08/what-should-happen-to-online-identity/>
- [5] Edina Harbinja: Post-mortem privacy 2.0: theory, law, and technology, INTERNATIONAL REVIEW OF LAW, COMPUTERS & TECHNOLOGY, 31(1), p. 26-42, 2017.
<http://dx.doi.org/10.1080/13600869.2017.1275116>
- [6] Sofka, A. Gibson and D. Silberman: Digital immortality or digital death? Contemplating digital end-of-life planning, in Postmortal Society Towards a Sociology of Immortality, edit. M.H. Jacobsen, Routledge, NY, p.173-196. 2017.
- [7] Akiko Orita: Victim's Social Media on Television: Examining the privacy of the deceased, 14th International Conference on the

- Social Context of Death, Dying and Disposal, University of Bath, Sep.2019.
- [8] Robert P. Kennedy : The Right to Privacy in the Name, Reputation and Personality of a Deceased Relative, Notre Dame Law Review,40(3) Article 6, p.324-329. 1965
 - [9] Edwards, L., and E. Harbinja. 2013a. "Protecting Post-mortem Privacy: Reconsidering the Privacy Interests of the Deceased in a Digital World." Cardozo Arts & Entertainment Law Journal 32 (1): 83-129.
 - [10] 折田明子・湯浅壘道 (2018) 「GDPR(一般データ保護規則)と死者の個人情報」, 情報処理学会 EIP 研究. vol. 80, pp. 1-6. 2018.
 - [11] J. C. Buitelaar: Post-mortem privacy and informational self-determination, Ethics and Information Technology, 19(2), p. 129-142. 2017. <https://link.springer.com/article/10.1007/s10676-017-9421-9>
 - [12] Edina Harbinja: Does the EU Data Protection Regime Protect Post-Mortem Privacy and What Could Be The Potential Alternatives? – SCRIPTed, A Journal of Law, Technology & Society, p.19-38. 2013. <https://script-ed.org/article/eu-data-protection-regime-protect-post-mortem-privacy-potential-alternatives/1/21>
 - [13] Winter, S. :Against posthumous rights. Journal of Applied Philosophy, 27(2), p.186-199. 2010.
 - [14] Natasha Chu: Protecting Privacy after Death, Northwestern Journal of Technology and Intellectual Property, Volume 13 | Issue 2 Article 8, 2015
 - [15] The IEEE Global Initiative on Ethics of Autonomous and Intelligent Systems. Ethically Aligned Design (first edition): A Vision for Prioritizing Human Well-being with Autonomous and Intelligent Systems. 2019. (<https://ethicsinaction.ieee.org/>)
 - [16] 大島義則:法學セミナー 2020 年 9 月号 終活と法特集: 死後事務に関する法的スキーム設計と死後事務委任契約, 日本評論社, p.40-45. 2020